

広島県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年二月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市西条土与丸二丁目三三二番一地先から	東広島市西条町吉行字尼寺一八五〇番一地先まで	旧	一四・〇〇 一四・〇〇	四一・〇〇	
新			二四・〇〇 二四・〇〇	四一・〇〇	拡幅 一般国道四八 六号と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市西条町土与丸字鷺田三三六番一地先から	東広島市西条土与丸三丁目三三四番一地先まで	旧	一四・〇〇 一四・〇〇	四一・〇〇	
新			二四・〇〇 二四・〇〇	四一・〇〇	拡幅 一般国道三七 五号と重複